

令和7年度 高速鉄道事業会計 第02款 第01項 第40目 第63節 第63細節 委託料

受付番号	種目番号 301	連絡先	委託担当 交通局 高速鉄道本部 運転課 運転係 電話 671-3156
------	-------------	-----	---

設 計 書

1 委託名 上永谷車両基地信号扱所清掃業務委託

2 履行場所 交通局上永谷車両基地信号扱所

3 履行期間 期間 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで
又は期限 令和 年 月 日 まで4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 上永谷車両基地信号扱所における日常清掃及び定期清掃業務を委託します。

8 部 分 払

■ す る (12回以内)

□ し な い

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定期	数 量	単 価	金 額
上永谷車両基地信号扱所定期清掃①	6月・11月	2	月	11,189 22,378
上永谷車両基地信号扱所定期清掃②	6月又は11月	1	月	3,163 3,163
上永谷車両基地信号扱所日常清掃①	各月	12	月	14,709 176,508
上永谷車両基地信号扱所日常清掃②	各月	12	月	51,985 623,820
諸経費	各月	12	月	27,577 330,924

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

¥ 1,272,472

内訳業務価格

¥ 1,156,793

消費税及び地方消費税相当額

¥ 115,679

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
上永谷車両基地 信号扱所定期清掃①	第1号内訳書による	1	式	22,378	22,378	
上永谷車両基地 信号扱所定期清掃②	第2号内訳書による	1	式	3,163	3,163	
上永谷車両基地 信号扱所日常清掃①	第3号内訳書による	1	式	176,508	176,508	
上永谷車両基地 信号扱所日常清掃②	第4号内訳書による	1	式	623,820	623,820	
諸経費	第5号内訳書による	1	式	330,924	330,924	
小計					1,156,793	
消費税相当額					115,679	
総合計					1,272,472	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
第1号内訳書						上永谷車両基地信号扱所定期清掃①
玄関・玄関ホール	24.34m ²	2	回	673	1,346	
詰所1・2・休憩室	88.06m ²	2	回	1,934	3,868	
信号扱室	49.28m ²	2	回	1,082	2,164	
寝室1~11	73.19m ²	2	回	1,608	3,216	
廊下	41.02m ²	2	回	979	1,958	
便所1・2・4	21.96m ²	2	回	1,094	2,188	
階段	41.78m ²	2	回	2,696	5,392	
喫煙室	2.16m ²	2	回	47	94	
窓清掃 信号扱室(展望窓)	30.80m ²	2	回	1,076	2,152	
小計					22,378	
第2号内訳書						上永谷車両基地信号扱所定期清掃②
窓清掃 信号扱室(展望窓)以外の 窓ガラス	90.52m ²	1	回	3,163	3,163	
小計					3,163	
第3号内訳書						上永谷車両基地信号扱所日常清掃①
1F 浴室1	9.85m ²	12	月	8,728	104,736	
1F 脱衣所1	6.75m ²	12	月	5,981	71,772	
小計					176,508	
第4号内訳書						上永谷車両基地信号扱所日常清掃②
1F 浴室2	2.52m ²	12	月	2,233	26,796	
1F 脱衣所2	3.20m ²	12	月	2,835	34,020	
便所3	1.23m ²	12	月	1,089	13,068	
2F廊下A・B・C	41.02m ²	12	月	6,583	78,996	
寝室1~11	73.19m ²	12	月	10,979	131,748	
便所1・2・4	16.39m ²	12	月	14,524	174,288	
手洗所	4.34m ²	12	月	3,845	46,140	
詰所1	74.72m ²	12	月	9,384	112,608	
詰所2	1.93m ²	12	月	242	2,904	
喫煙室	2.16m ²	12	月	271	3,252	
小計					623,820	
第5号内訳書						
諸経費		1	式	330,924	330,924	
小計					330,924	

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

上永谷車両基地信号扱所清掃業務委託仕様書

1 適用

本仕様書は上永谷車両基地信号扱所清掃業務委託に適用する。

2 業務内容

(1) 概要

本業務は上永谷車両基地信号扱所において清掃を行うものである。

(2) 各清掃業務内容について

○ 日常清掃

ア 作業日及び作業時間

作業日は土曜、日曜、祝日及び休庁日（12月29日から1月3日まで）を除く毎日とする。

作業時間は午前9時00分から午後5時00分までの間に行うこと。

ただし午後12時00分から午後1時00分までは業務を休止すること。

イ 作業内容

別表1-1及び別表1-2のとおり

ウ 作業範囲

別表2のとおり

○ 定期清掃

ア 作業区分及び業務内容について

清掃作業の箇所及び内容によりa～kまで区分分けを行っている。

作業の詳細は別表3、別表4、別表5-1、別表5-2及び別表5-3のとおり

イ 作業時間

作業時間は午前9時00分から午後5時00分までの間に行うこと。

ただし午後12時00分から午後1時00分までは業務を休止すること。

ウ 作業範囲

別表6-1、別表6-2のとおり

3 履行場所

交通局上永谷車両基地信号扱所

横浜市港南区野庭町713番地（上永谷車両基地内）

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 使用物品について

清掃業務に必要な機材、資材等（尿石付着防止及び除菌防カビ剤・消臭剤・芳香剤を含む）はすべて受託者の負担とし、業務に支障のないよう確保すること。

ただし、作業に必要な電気、水道及び衛生消耗品（トイレットペーパー、水石鹼、除菌アルコール等）については、交通局（以下「当局」という。）の負担とする。

6 業務責任者について

- (1) 受託者は、清掃業務の遂行に支障のないよう作業員を確保し、この業務に従事する者の中から業務責任者を定めなければならない。
- (2) 業務責任者は、業務に従事する者の指導監督に努めなければならない。
- (3) 業務責任者及び業務に従事する者は、地下鉄の運行に障害を発生させることのないよう、電気施設及び運転中の車両について厳重に注意を払わなければならない。
- (4) 業務中に発生した廃棄物は、当局が指定する場所に搬出すること。

7 損害賠償について

業務に際し、受託者の責めに帰すべき事由により当局に損害を与えたときは、速やかに弁償しなければならない。

8 提出物について

- (1) 契約締結後、運転課まで業務従事者選定通知書及び現場責任者選定通知書をすみやかに提出すること。
- (2) 作業終了確認書の提出方法については運転課及び乗務管理所の指示に従うこと。

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、常に火災、盗難等事故が発生しないように行うこと。
- (2) 業務を終了したときは、当該乗務管理所長に報告し確認を受けること。
- (3) 委託代金内訳書、作業工程表、作業終了確認書等の提出物に関して契約締結後 14 日以内に発注担当と協議すること。
- (4) 業務に使用する清掃用具及び材料は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、清掃場所に応じたものを使用すること。
- (5) 作業員は、清掃場所の状況及び清掃内容を認識し、発注者の事業（市営地下鉄の運営）に支障のないよう十分注意すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合は、当局と協議のうえ決定すること。

上永谷信号扱所の日常清掃 業務内容

別表1-1

対象		作業項目	作業内容
寝室 2階	床	除塵	<p>a 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>b 真空掃除機を併用する除塵 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。</p>
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
寝室周り廊下 2階	床	除塵	<p>a 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>b 真空掃除機を併用する除塵 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。</p>
		部分水拭き	汚れの目立つ部分は、モップで水拭きをする。
便所、洗面所及び浴室・脱衣所	床	除塵	<p>a 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>b 真空掃除機を併用する除塵 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。</p>
		全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
	扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水拭きをする。水拭きでも汚れが落ちない場合は洗剤を用いて拭く。
	洗面台及び水栓	拭き	スポンジで洗剤を塗布し、洗浄する。その後、タオルで拭く。
	鏡	拭き	洗剤を用いて乾拭きする。
	衛生陶器	洗浄	洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同様に、金属類も磨きあげる。尿石が付着している場合は除去すること。 また、尿石不着防止剤及び消臭・芳香剤を常設し、月1回以上の頻度で交換すること。
	衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。
	汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

※浴室については、毎回実施可能な時間帯を上永谷乗務管理所長に事前確認しておくこと。

上永谷信号扱所の日常清掃 業務内容

別表1-2

対象		作業項目	作業内容		
喫煙室	床	除塵	a 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。 b 真空掃除機を併用する除塵 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。		
		全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。		
	灰皿	吸殻収集	吸殻を収集し、灰皿はタオルで拭く。		
	ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。		

上永谷信号扱所の日常清掃 個別面積

別表2

作業場所	階数	場所	面積(m ²)	頻度	備考
信号扱所	1F	浴室1	9.85	毎日	硬質床
		脱衣所1	6.75	毎日	弾性床
		浴室2	2.52	1回／2日	弾性床
		脱衣室2	3.2	1回／2日	弾性床
		便所1	2.65	1回／2日	弾性床
		便所3	1.23	1回／2日	弾性床
	2F	廊下A	7.58	1回／2日	弾性床
		廊下B	8.55	1回／2日	弾性床
		廊下C	24.89	1回／2日	弾性床
		寝室1	7.84	1回／2日	纖維床
		寝室2	7.15	1回／2日	纖維床
		寝室3	7.84	1回／2日	纖維床
		寝室4	7.15	1回／2日	纖維床
		寝室5	6.52	1回／2日	纖維床
		寝室6	6.3	1回／2日	纖維床
		寝室7	6.3	1回／2日	纖維床
		寝室8	6.3	1回／2日	纖維床
		寝室9	6.3	1回／2日	纖維床
		寝室10	6.74	1回／2日	纖維床
		寝室11	4.75	1回／2日	纖維床
		便所2	11.1	1回／2日	硬質床
		便所4	2.64	1回／2日	弾性床
		手洗場	4.34	1回／2日	弾性床
		詰所1	74.72	1回／2日	弾性床
		詰所2	1.93	1回／2日	弾性床
		喫煙室	2.16	1回／2日	弾性床
計		237.3	-	-	-

上永谷車両基地信号
扱所日常清掃②

別表 3

上永谷信号扱所の定期清掃 年間実施回数

区分	a 清掃	b 清掃	c 清掃	d 清掃	e 清掃	f 清掃	g 清掃	h 清掃	i 清掃	j 清掃	k 清掃
信号扱所	回 2										

信号扱室
(展望窓)

その他	1
-----	---

別表 4

上永谷信号扱所の定期清掃 実施月一覧

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
a, b, c, d, e, f, g, h, i, k清掃			1					1				
j清掃	信号扱所							1				
	信号扱室 (展望窓)		1					1				

※上永谷乗務管理所長と事前に協議を行い許可を受けた場合は、別の月へ変更しても構わない。

ただし、定められた年間回数を実施すること。

上永谷信号扱所の定期清掃 業務内容

作業項目		作業内容
	弹性床表面洗浄	<p>1 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>2 床面の除塵を行う。</p> <p>(1) 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 真空掃除機を併用する除塵フロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。</p> <p>3 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>4 洗浄用パッド（赤）を塗着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>5 吸水用真空掃除機又は床用スクリューで汚水を除去する。</p> <p>6 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きする。</p> <p>7 樹脂床維持材を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させる。</p> <p>8 樹脂床維持材の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。</p> <p>9 移動した格子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>
共通清掃	分類	<p>a 清掃－玄関ホール</p> <p>c 清掃－事務室</p> <p>f 清掃－廊下</p> <p>g 清掃－便所・洗面所</p> <p>i 清掃－階段</p> <p>k 清掃－喫煙室</p>
硬質床	表面洗浄（床保護材が塗布されている場合）	<p>1 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。</p> <p>2 床面の除塵を行う。</p> <p>(1) 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は自在ぼうき、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 真空掃除機を併用する除塵 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。</p> <p>3 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。</p> <p>4 洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>5 吸水用真空掃除機又は床面スクリューで汚水を除去する。</p> <p>6 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。</p>

別表 5－2

上永谷信号扱所の定期清掃 業務内容

作業項目		作業内容
共通清掃	硬質床	<p>表面洗浄（床保護材が塗布されている場合）</p> <p>7 樹脂床維持材を塗り残しや塗りむらの内容に格子塗りし、十分に乾燥させる。</p> <p>8 樹脂床維持材の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。</p> <p>9 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p> <p>1 椅子等軽微な什器の移動を行う。</p> <p>2 床面の除塵を行う。</p> <p>(1) 自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵 隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ぼうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。</p> <p>3 床面に適正に希釈した表面洗浄剤をむらのないように塗布する。</p> <p>4 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p> <p>5 吸水用真空掃除機又は床用スクリューで汚水を除去する。</p> <p>6 2回以上水拭きを行い、汚水や洗浄分を除去した後、十分に乾燥させる。 水拭き作業は、床全面をモップで水拭きをする。</p> <p>7 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。</p>
		<p>一般床洗浄（床保護材が塗布されていない場合）</p> <p>b 清掃－玄関 h 清掃－便所</p>
		<p>1 椅子等軽微な什器の移動を行う。</p> <p>2 床面を自在箒、フロアダスト又は真空掃除機で丁寧に除塵する。</p> <p>3 絞りモップまたは絞り雑巾で丁寧に汚れを拭き取った後、十分に乾燥させる。</p>
		<p>4 樹脂床維持材を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥させた後塗り重ねる。樹脂床維持材の塗布回数は原則2回とするが、皮膜の損傷が激しい場合にはさらに1回重ね塗りをする。</p> <p>5 移動した椅子等軽微な什器を元の場所に戻す。</p>
		<p>分類</p> <p>d 清掃－信号扱所</p>
	弾性床水洗いなし洗浄	<p>床面を真空掃除機で丁寧に除塵した後、綿パットをカーペット用多目的洗剤につけ込み、よく絞った後床磨き機に装着し丁寧に汚れを除去すること。</p>
		<p>分類</p> <p>e 清掃－寝室</p>
	繊維床清浄	

別表 5－3

上永谷信号扱所の定期清掃 業務内容

作業項目		作業内容
共通清掃以外の清掃	窓ガラス洗浄	<p>1 ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し汚れを除去して、ガラススクリューで汚水を切る。</p> <p>2 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。</p> <p>3 ガラス周りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。</p> <p>4 業務に際しては、静かに行い、足元に十分注意する。</p> <p>5 ガラス面は両面ともに洗浄する。なお、洗浄用水の取り扱いについては、室内及び通行人等に飛散しないように十分注意する。</p>
		<p>分類</p> <p>j 清掃</p>

別表 6-1

上永谷信号扱所の定期清掃 面積

区分	a 清掃	b 清掃	c 清掃	d 清掃	e 清掃	f 清掃	g 清掃	h 清掃	i 清掃	j 清掃	k 清掃
信号扱所	m ² 8	m ² 15	m ² 90	m ² 49	m ² 73	m ² 41	m ² 8	m ² 14	m ² 42	m ² 信号扱室 (展望窓) 31	m ² 2
										その他 91	

※ 小数点第1位を四捨五入している。

別表 6-2

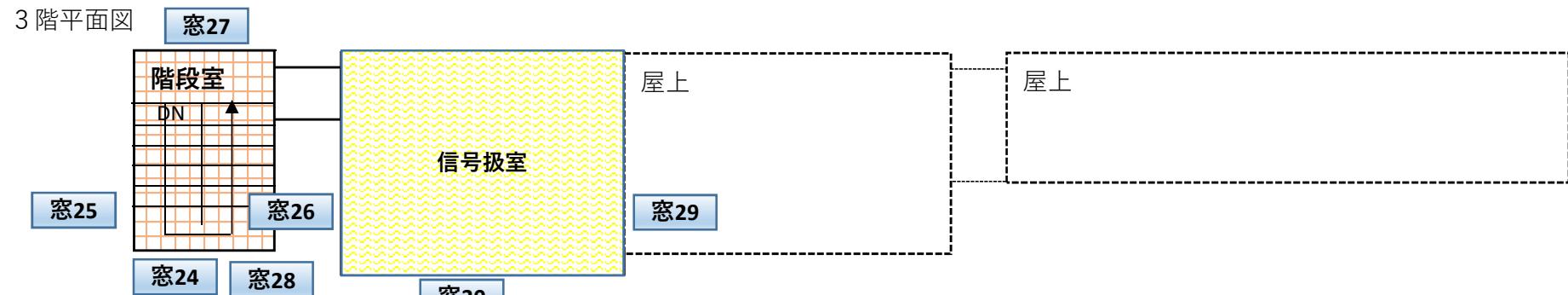
上永谷信号扱所の定期清掃 (j清掃) 面積

名称	場所	面積 (m ²)	合計
窓 1	出入口	5.40	
窓 2		9.80	
窓 3	階段	9.80	
窓 4		7.80	
窓 5		1.90	
窓 6	詰所	1.90	
窓 7		1.90	
窓 8	寝室 2	1.90	
窓 9	寝室 5	1.30	
窓 10	寝室 6	1.30	
窓 11	寝室 7	1.30	
窓 12	寝室 8	1.30	
窓 13	寝室 9	1.30	
窓 14	寝室 10	1.30	
窓 15	便所 2	1.90	
窓 16		1.90	
窓 17	詰所 1	1.42	
窓 18		1.90	
窓 19	寝室 4	1.90	
窓 20		1.30	
窓 21		1.30	
窓 22	廊下 C	1.30	
窓 23		1.30	
窓 24		11.90	
窓 25		4.50	
窓 26		4.50	
窓 27	階段	7.20	90.52
窓 28		8.10	
窓 29	信号扱室 (展望窓)	8.10	展望窓のみ
窓 30		14.60	30.80

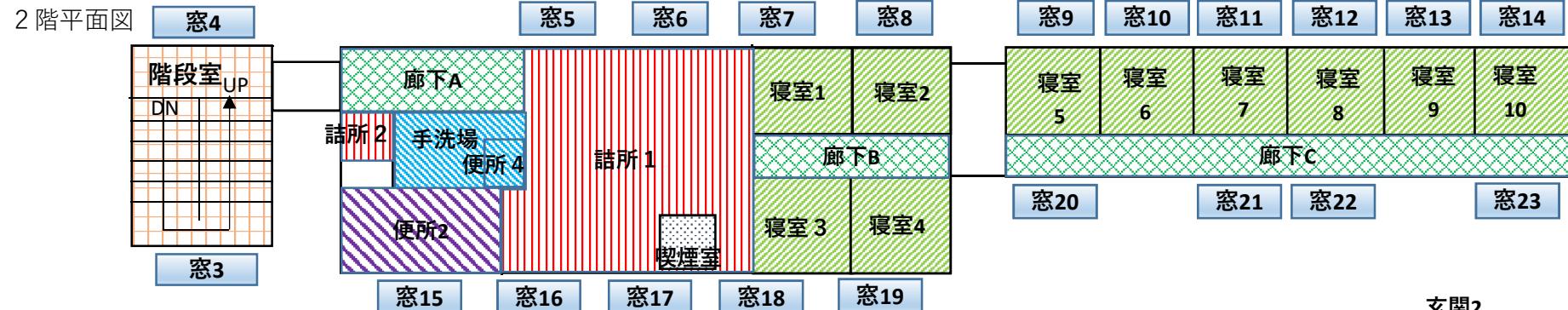
展望窓を除く
合計

上永谷信号取扱所 清掃範囲平面図

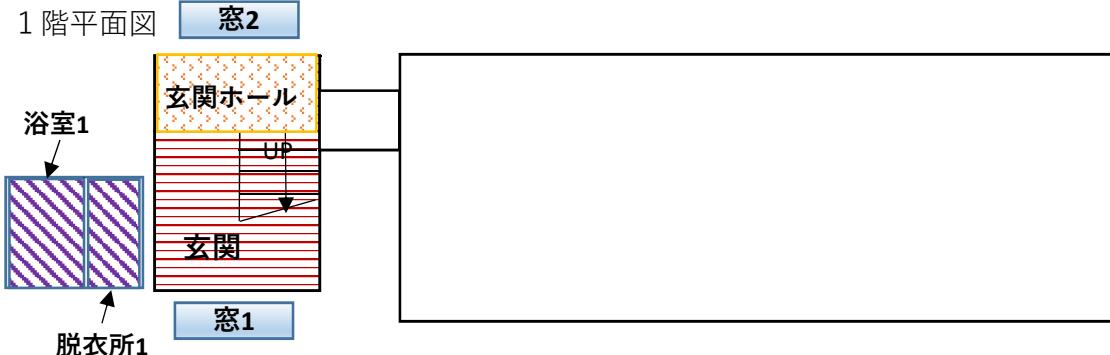
3階平面図



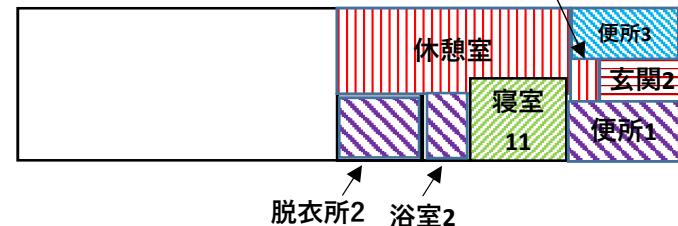
2階平面図



1階平面図



玄関2



脱衣所2 洗室2

上永谷車両基地信号扱所清掃業務 日常清掃業務 作業完了確認書

受託者: _____

令和 年 月 実施分

※作業者・確認者欄に作業終了後サイン又は押印すること。

日付	作業者	交通局確認	備考	日付	作業者	交通局確認	備考
1				17			
2				18			
3				19			
4				20			
5				21			
6				22			
7				23			
8				24			
9				25			
10				26			
11				27			
12				28			
13				29			
14				30			
15				31			
16							

上記のとおり作業完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

横浜市交通局

上永谷車両基地信号係長 _____

(清掃場所にてサイン又は押印後月末に運転課へ送付)

上永谷車両基地信号扱所 定期清掃業務 作業完了確認書

受託者:

実施日 : 令和 年 月 日

作業時間 : 時 分 から 時 分 まで

作業人数 : 名 (責任者を含む)

作業内容 (記入例 A B 清掃実施)

備考

上記のとおり作業完了したことを確認しました。

令和 年 月 日

交通局確認者

実施責任者

(清掃場所にてサイン又は押印後運転課へ送付)

年 月 日

横浜市交通事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

業務従事者選定通知書

次のとおり業務従事者を定めたので、横浜市委託契約約款第9条第3項の規定により届出ます。

委託名	
業務従事者氏名	資格等（取得年月日）

年 月 日

横浜市交通事業管理者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

現場責任者選定通知書

次のとおり現場責任者を定めたので、横浜市委託契約約款第9条第1項の規定により届出ます。

委託名	
現場責任者の氏名	
資格等 (取得年月日)	(年 月 日)
その他	

個人情報の保護等に関する特記仕様書

個人情報の保護等に関する遵守事項は次のとおりとする。(適用はレ)

1 「個人情報取扱特記事項」について

- 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用する。
受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、本特記事項を遵守しなければならない。
- 本契約は「個人情報取扱特記事項」を適用しない。ただし、契約の途中で、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いが必要となったときは、「個人情報取扱特記事項」を適用し、受託者は本特記事項を遵守しなければならない。

なお、特記事項の規定中「横浜市長」とあるのは「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

また、安全管理措置報告書（第1号様式）、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）及び研修実施明細書（別紙）の提出先は、横浜市交通事業管理者とする。

工事（製造を含む。）においては、「委託者」とあるのは「発注者」と、「受託者」とあるのは「請負人」と、「再受託者」とあるのは「下請負人」と読み替えるものとする。

2 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」について（工事（製造を含む。）は対象外）

- 本契約は「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を適用する。
受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、本特記事項を遵守しなければならない。